

入札説明書

この入札説明書は、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程、契約事務取扱規則を遵守し、本契約に係る入札公告（入札公示及び指名通知）（以下「入札公告等」という。）の他、文部科学省が定めた文部科学省発注工事請負等契約規則（昭和28年文部省訓令。以下「文部科学省契約規則」という）を準用し、独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）が行う契約に関し、一般競争に参加しようとする競争加入者又はその代理人が熟知しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

入札及び契約に関する事項

1 契約担当者等

- (1) 契約担当者 独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 田中 壮一郎
代理人 理事 金谷 史明
- (2) 郵便番号 151-0052
- (3) 所在地 東京都渋谷区代々木神園町3番1号

2 競争入札事項

- (1) 契約件名 国立妙高青少年自然の家他2箇所「平成25年度 ふみだす探検隊
リフレッシュ・キャンプ」におけるバスの借り上げ・運行業務
- (2) 契約内容等 別冊仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結日～平成26年1月13日
- (4) 入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

- ① 競争加入者等は、請負代金の前金払の有無、前金払の割合又は金額、部分払の有無又はその支払回数等の契約条件を別冊契約書（案）に基づき、十分考慮して入札金額を見積るものとする。また、本件業務等に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積るものとする。
- ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、競争加入者等は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- (5) 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

- (1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則（以下「取扱規則」という。）第3条及び第4条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。
- ① 被保佐人、被補助人及び未成年者で必要な同意を得ている場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ② 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様。）
- (ア) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (イ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (ウ) 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者

- (エ) 契約の履行に当たり故意又は重大な過失により、工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (オ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (2) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、開札時まで平成25年度に「役務の提供等」が「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。
なお、競争参加資格を有しない競争加入者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。
- (3) 法令等の定めにより許認可を受けて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可を受けていることを証明した者であること。
- (4) 入札公告等において日本工業規格を指定した場合にあっては、当該規格の製品を納入できることを証明した者であること。
- (5) 入札公告等において、特定銘柄製品名又はこれと同等のものと特定した場合にあっては、これらの製品を納入できることを証明した者であること。
- (6) 当機構から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 競争加入者等は、上記事項のうち入札公告等に公告又は公示された事項につき、書面によりこれを証明のうえ、入札書と同時に提出するものとする。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
(郵便番号) 151-0052
(所在地) 東京都渋谷区代々木神園町3番1号
(機関名) 独立行政法人国立青少年教育振興機構
管理部財務課調達管理室事業支援第一係
(電話番号) 03-6407-7705
(FAX) 03-6407-7649
(E-mail) honbu-jigyousien1@niye.go.jp
- (2) 入札説明会の日時及び場所
なし
- (3) 入札書等の受領期限
平成25年6月25日(火) 12:00(必着)
- (4) 入札書の提出方法
 - ① 競争加入者等は、別冊の仕様書、契約書(案)を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、上記4の(1)に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後は仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
 - ② 競争加入者等は、次に掲げる事項を記載した別紙2の入札書から競争加入者等の立場により様式A1からA3のいずれかで作成した入札書を持参又は郵便(書留郵便に限る。)により提出しなければならないものとする。
 - (ア) 入札件名
 - (イ) 入札金額
 - (ウ) 競争加入者本人の住所、氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)
 - (エ) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名(法人の場合は、その名

称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

- ③ 入札書を持参する場合は、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「平成25年7月4日開札〔国立妙高青少年自然の家他2箇所「平成25年度 ふみだす探検隊リフレッシュ・キャンプ」におけるバスの借り上げ・運行管理業務〕の入札書在中」と朱書きし、郵便により提出する場合は、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ封印の上、中封筒の封皮には持参する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には「平成25年7月4日開札〔国立妙高青少年自然の家他2箇所「平成25年度 ふみだす探検隊リフレッシュ・キャンプ」におけるバスの借り上げ・運行管理業務〕の入札書在中」と朱書きしなければならない。
- ④ テレックス、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- ⑤ 競争加入者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- ⑥ 競争加入者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 入札書の無効

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- ① 入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者が提出したもの
- ② 入札件名及び入札金額のないもの
- ③ 競争加入者本人の住所、氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印のないもの又は判然としないもの
- ④ 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの(記載のない又は判然としない事項が、競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。)
- ⑤ 入札件名に重大な誤りのあるもの
- ⑥ 入札金額の記載が不明確なもの
- ⑦ 入札金額の記載を訂正したものでその訂正についての印の押してないもの
- ⑧ 入札公告及び入札説明書において示した入札書の受領期限までに到達しなかったもの
- ⑨ 入札公告及び入札説明書に示した競争加入者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの
- ⑩ 独占禁止法に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出したもの(この場合にあつては、当該入札書を提出した者の名前を公表するものとする。)
- ⑪ その他入札に関する条件に違反した入札書

(6) 入札の延期等

競争加入者等が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又は、これを廃止することがある。

(7) 代理人による入札

- ① 代理人が入札する場合は、入札時まで代理委任状を提出しなければならない。
- ② 競争加入者等は、本件に係る入札について他の競争加入者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所

平成25年7月4日(木) 10:00～

国立那須甲子青少年自然の家 学習室3

〒961-8071 福島県西白河郡西郷村大字真船字村火6-1

電話：0248-36-2331

(9) 開札

- ① 開札は、競争加入者等を立ち合わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ② 開札場には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び上記①の立会職員以外の者は入場することはできない。
- ③ 競争加入者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ④ 競争加入者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示しなければならない。この場合、代理人が上記4の(7)の①に該当する代理人以外の者である場合にあつては、代理委任状を提出しなければならない。
- ⑤ 競争加入者等は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
- ⑥ 開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。
 - (ア) 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - (イ) 公正な価格を害し又は不正の利益を得るために連合をした者
- ⑦ 開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、競争加入者等のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時において入札を行う。

5 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 競争加入者等に要求される事項

- ① この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書及び別封の履行できることを証明する書類を、前記3の競争参加資格を有することを証明する書類（以下「競争参加資格の確認のための書類」という。）とともに、前記4の(3)の入札書の受領期限までに提出しなければならない。
- ② 競争加入者等は、開札日の前日までの間において、履行できることを証明する書類及び競争参加資格の確認のための書類その他入札公告及び入札説明書において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者等の負担において完全な説明をしなければならない。
- ③ 競争加入者等又は契約の相手方が本件入札に関して要した費用については、すべて当該競争加入者等又は契約の相手方が負担するものとする。
- ④ 発注者から配布した入札説明書など資料（コピー含む。）は、用済み後返却してください。（郵送でも可）

(3) 競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類

- ① 競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類は別紙1により作成する。
- ② 資料等の作成に要する費用は、競争加入者等の負担とする。
- ③ 提出された書類を競争参加資格の確認及び履行できるかどうかの判断以外に競争加入者等に無断で使用することはない。

- ④ 一旦受領した書類は返却しない。
- ⑤ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑥ 競争加入者等が自己に有利な評価を得ることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、評価の対象としない。

(4) 落札者の決定方法 最低価格落札方式とする。

- ① 前記4の(4)に従い書類・資料を添付して入札書を提出した競争加入者等であつて、前記3の競争参加資格をすべて満たし、本入札説明書において明らかにした要求要件をすべて満たし、当該競争加入者等の入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った競争加入者等を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によって、その者より当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- ② 落札者となるべき者が2人以上あるときには、直ちに当該競争加入者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- ③ 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。
- ④ 競りによる入札（競り下げを実施する場合に限る）は、予定価格の範囲内に達した価格がある場合、落札となるべき価格があること及びその価格を競争加入者等に通知したうえで、競り下げによる入札を行うことができるものとする。ただし、複数の者による入札でなかったときは、競り下げによる入札を行わないものとする。

(5) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取り交わしをするものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、契約担当者が契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 前記②の場合において、契約担当者が記名押印したときは、当該契約書の一通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 契約担当者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(6) 支払い条件 別冊契約書（案）のとおりとする。

(7) 本件業務の検査等

- ① 落札者が入札書とともに提出した履行できることを証明する書類の内容は、仕様書等と同様にすべて検査等の対象とする。
- ② 検査終了後、落札者が提出した履行できることを証明する書類等について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札者に対し損害賠償等を求める場合がある。

- 別紙 1 競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類
- 別紙 2 入札書（様式A 1～A 3）
- 別紙 3 委任状（様式B 1～B 3）
- 別紙 4 入札書及び委任状の作成・提出にあたっての留意点
- 別冊 1 仕様書
- 別冊 2 契約書（案）

競争加入者の立場により、別紙 2 の入札書 A 1 から A 3 及び別紙 3 の委任状 B 1 から B 3 を使用すること。

別紙1 競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類

I 事前の提出書類

- 1 競争参加資格の確認のための書類
 - (1) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）の認定通知書の写し …………… 1部
- 2 履行できることを証明する書類
（各提出書類には社名、代表者名、社印及び代表者印を押印）
 - (1) 連絡体制表（参加者任意の書類） …………… 1部
（フロー図（緊急連絡先を含む）などで、各施設と連携した連絡体制、代替車両の手配など仕様書5（2）に示す体制を確認できる書類）
 - (2) 競争参加資格者の概要（要覧・会社案内等） …………… 1部
 - (3) 契約実績書（官公庁等に対する類似の契約実績の写し） …………… 1部
 - ① 契約書
 - ② 仕様書
- ※ 契約実績がない場合は、提出不要とするが、提示可能な範囲での提示を求める。
また契約実績一覧表（件名、相手方、契約日、契約金額、定価等記載可能な事項）
- 3 入札書（定型封筒に封入のうえ密封し、封の上に入札者の印を押す） …………… 1部
- 4 委任状（見積書に記載する氏名が支店長等の場合に必要。様式B2） …………… 1部
- 5 参考見積書（仕様書に基づき積算されている内訳を記載していること。） …………… 1部

<提出方法>

- 1 提出期限 平成25年6月25日（火）12時00分（必着）
- 2 提出先 東京都渋谷区代々木神園町3番1号
独立行政法人国立青少年教育振興機構
管理部財務課調達管理室事業支援第一係

II 入札時の提出書類

- 1 委任状（入札参加者が代理人や復代理人の場合に必要。代理人の場合様式B1若しくは様式B2、復代理人の場合は様式B2及び様式B3） …………… 1部
- 2 代理人（復代理人）の名刺 …………… 1部
- ※ その他、再度入札に備え、委任状に使用した代理人（復代理人）の印鑑を持参すること。

III 落札決定後の提出書類

- 1 落札内訳書 …………… 1部
- 2 委任状（契約書及び請求書類に記載する氏名が代表者と異なる場合） …………… 1部

<提出方法>

- 1 提出期限 落札決定後、速やかに。
- 2 提出先 東京都渋谷区代々木神園町3番1号
独立行政法人国立青少年教育振興機構
管理部財務課調達管理室事業支援第一係

別紙4 入札書及び委任状の作成・提出にあたっての留意点

1 入札書の作成

- (1) 入札書の作成にあたり、競争加入者本人が作成する場合は、様式A 1 で作成してください。
- (2) 競争加入者本人以外が作成する場合は、様式A 2 若しくはA 3 で作成してください。
 - ① 様式A 2 は、競争加入者の社員など直接代理人になれる者の場合に使用してください。
 - ② 様式A 3 は、競争加入者から直接代理人になれず、復代理人が作成する場合に使用してください。

2 委任状の作成・提出

- (1) 入札書の作成及び開札に競争加入者本人が参加する場合は、不要になります。
- (2) 競争加入者本人以外が入札書を作成する場合は、別紙3の委任状の様式B 1 からB 3の中から、開札への参加者の状況により必要な委任状を作成してください。
 - ① 様式B 1 は、競争加入者の社員など直接代理人になる場合に使用してください。
なお、この場合の入札書は、様式A 2 となります。
 - ② 様式B 2 は、競争加入者から直接代理人になれず、復代理人をたてる必要がある場合は、支店長等を一定期間、競争加入者の代理人となる必要があるため使用してください。
 - ③ 様式B 3 は、直接代理人になれず、復代理人をたてる必要がある場合（様式B 2 を作成した場合は、支店長等を一定期間、競争加入者の代理人となっている者から、本案件の代理人となった場合に使用してください。

別紙2

(競争加入者本人が入札する場合)

様式A1

入 札 書

件 名 国立妙高青少年自然の家他2箇所
「平成25年度 ふみだす探検隊リフレッシュ・キャンプ」における
バスの借り上げ・運行業務

入札金額 金 円也

(※入札金額は契約期間中に掛かる全経費の105分の100に相当する金額を記入すること。)

なお、各種公共料金(有料道路料金、駐車場料金等)は含めないこと。)

独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則を遵守し、文部科学省が
定めた発注工事請負等契約規則を準用し、入札説明書を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行す
るものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

平成 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構

理事長 田中 壮一郎

代理人 理 事 金谷 史明 殿

競争加入者

住 所
会 社 名
氏 名

印

別紙2

(競争加入者の代理人が入札する場合)

様式A2

入札書

件名 国立妙高青少年自然の家他2箇所
「平成25年度 ふみだす探検隊リフレッシュ・キャンプ」における
バスの借り上げ・運行業務

入札金額 金 円也

(※入札金額は契約期間中に掛かる全経費の105分の100に相当する金額を記入すること。)

なお、各種公共料金(有料道路料金、駐車場料金等)は含めないこと。)

独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則を遵守し、文部科学省が
定めた発注工事請負等契約規則を準用し、入札説明書を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行す
るものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

平成 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構

理事長 田中 壮一郎

代理人 理事 金谷 史明 殿

競争加入者

住 所
会 社 名
氏 名

代 理 人

住 所
代理人氏名

印

別紙2

(競争加入者の復代理人が入札する場合)

様式A3

入 札 書

件 名 国立妙高青少年自然の家他2箇所
「平成25年度 ふみだす探検隊リフレッシュ・キャンプ」における
バスの借り上げ・運行業務

入札金額 金 円也

(※入札金額は契約期間中に掛かる全経費の105分の100に相当する金額を記入すること。
なお、各種公共料金(有料道路料金、駐車場料金等)は含めないこと。)

独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則を遵守し、文部科学省が
定めた発注工事請負等契約規則を準用し、入札説明書を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行す
るものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

平成 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構

理事長 田中 壮一郎

代理人 理事 金谷 史明 殿

競争加入者

住 所

会 社 名

氏 名

復 代 理 人

住 所

復代理人氏名

印

別紙3

(代理委任状の参考例1:社員等が入札の都度、競争加入者の代理人となる場合)

様式B1

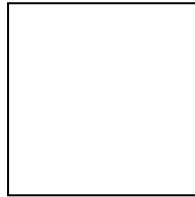
委 任 状

私は、(代理人氏名) を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

平成25年6月4日公告分の独立行政法人国立青少年教育振興機構において行なわれる「国立妙高青少年自然の家他2箇所「平成25年度 ふみだす探検隊リフレッシュ・キャンプ」におけるバスの借り上げ・運行業務」の一般競争入札に関する件

受任者(代理人)使用印鑑



平成 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構

理事長 田中 壮一郎

代理人 理事 金谷 史明 殿

委 任 者

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

(注)これは参考例(様式及び記載内容)であり、必要に応じ適宜追加・修正等(委任者が任意の様式で作成するものを含む。)があっても差し支えないこと。

別紙3

(代理委任状の参考例2:支店長等が一定期間、競争加入者の代理人となる場合)

様式B2

委 任 状

私は、下記の者を代理人と定め、独立行政法人国立青少年教育振興機構との間における下記の一切の権限を委任します。

記

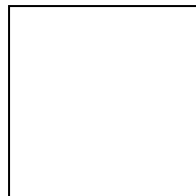
受任者(代理人) 住 所
 会社名
 氏 名

委任事項

1. 入札及び見積に関する件
2. 契約締結に関する件
3. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
4. 契約代金の請求及び受領に関する件
5. 復代理人の選任に関する件
6.

委任期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

受任者(代理人)使用印鑑



平成 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構

理事長 田中 壮一郎

代理人 理事 金谷 史明 殿

委 任 者

住 所
会 社 名
代表者氏名

印

(注)これは参考例(様式及び記載内容)であり、必要に応じ適宜追加・修正等(委任者が任意の様式で作成するものを含む。)があっても差し支えないこと。

別紙3

(代理委任状の参考例3:支店長等の社員等が入札の都度、競争加入者の復代理人となる場合)

様式B3

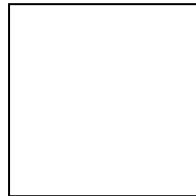
委 任 状

私は、(復代理人氏名) を(競争加入者)の代理人と定め、下記は一切の権限を委任します。

記

平成25年6月4日公告分の独立行政法人国立青少年教育振興機構において行なわれる「国立妙高青少年自然の家他2箇所「平成25年度 ふみだす探検隊リフレッシュ・キャンプ」におけるバスの借り上げ・運行業務」の一般競争入札に関する件

受任者(競争加入者の復代理人)使用印鑑



平成 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構

理事長 田中 壮一郎

代理人 理事 金谷 史明 殿

委 任 者(競争加入者の代理人)

住 所

会 社 名

代理人氏名

印

(注)これは参考例(様式及び記載内容)であり、必要に応じ適宜追加・修正等(委任者が任意の様式で作成するものを含む。)があっても差し支えないこと。

契 約 書 (案)

契約件名 国立妙高青少年自然の家他2箇所
「平成25年度 ふみだす探検隊リフレッシュ・キャンプ」
におけるバスの借り上げ・運行業務 一式

契約金額 金 円也
(うち、消費税及び地方消費税額 金 円)

発注者 独立行政法人国立青少年教育振興機構理事長 田中壮一郎 代理人
理事 金谷史明 (以下「発注者」という。) と受注者 株式会社〇〇〇 代表取
締役□□□ (以下「受注者」という。) との間において、上記「〇〇〇〇〇〇」(以
下「役務」という。) について、上記の契約金額で次の条項によって請負契約を
締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(役務の提供)

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき役務を提供するものとする。

(契約期間)

第2条 契約期間は、契約締結日から平成26年1月13日までとする。

(完了報告書の提出)

第3条 受注者は、業務終了後、完了報告書を国立妙高青少年自然の家管理係、
国立花山青少年自然の家総務・管理係及び国立信州高遠青少年自然の家
総務・管理係 (以下「各施設担当係」という。) に提出し、確認を受ける
ものとする。

(請求書提出)

第4条 代金の支払いは発注者と受注者とが協議して定める。(決定後本条項に
記載する。)

(代金の支払)

第5条 代金は、適正な請求書を受領後、原則として検収の翌月末までに支払
うものとする。

(契約の解除)

第6条 発注者は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、契約を解除
することができるものとする。

- (1) 受注者が、正当な理由なく、この契約の全部又は一部を履行しな
いとき。
- (2) この契約の履行について、受注者に不正・不当な行為があったと
き。
- (3) 受注者がこの契約を履行する能力を失ったことが明らかに認めら
れるとき。
- (4) 受注者が次のいずれかに該当するとき
イ 役員等 (受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人
である場合にはその役員又はその支店若しくは請負契約を締結す

る事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴力団対策法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団対策法第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(5) 前各号のほか、受注者がこの契約に違反したとき。

(6) 発注者の都合により契約の解除の必要があるとき。

2 前項により契約を解除する場合には、(6)が生じたときは、発注者は受注者に対し契約解除の理由を記載した書面を解除しようとする1ヶ月前までに通知し、解約できるものとするが、(1)から(5)については、書面をもって通告することによって解除するものとする。

3 前第1項(1)から(5)が生じたときには、発注者は、別紙仕様書に基づき、契約の解除若しくは契約を解除せずに受注者が発注者に違約金を支払って継続できるものとする。

4 受注者は、倒産等業務の継続が困難な場合を除き、契約解除の通告を受けた月の翌月末日(契約解除の通知が3月の場合は当月末日)を限度として、次期受注者の契約期間開始日の前日まで本契約の業務を請負わなければならないものとする。なお、契約解除を通知した日から業務終了日までの請負費用については、請負金額を当該期間について日割り計算した金額(1円未満は切捨てとする。)を、発注者は受注者に支払うものとする。

5 前第1項(1)から(5)が生じたときには、発注者は、別紙仕様書に基づき契約の解除、若しくは、受注者に違約金を請求することができるものとする。

(契約保証金)

第7条 契約保証金は免除する。ただし、受注者がこの契約事項を履行しなかった場合は、契約金額の10分の1に相当する違約金を発注者に対し支払うものとする。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第8条 受注者は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。（以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は受注者が構成員である事業団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者又は受注者が構成員である事業者団体に対して、同法第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令又は同法第66条第4項の審決が確定したとき。ただし、受注者が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違約行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会公示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りでない。
 - 二 公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行なったとき。
 - 三 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 受注者は、この契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

(一般事項)

第9条 この契約についてのその他の一般的約定については、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則を遵守し、文部科学省が定めた発注工事請負等契約規則を準用するものとする。

(紛争の解決)

第10条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争が生じたときは、双方協議の上これを解決するものとする。

(裁判管轄)

第11条 この契約に関する訴えの管轄は、独立行政法人国立青少年教育振興機構本部の所在地を管轄区域とする東京地方裁判所とする。

(その他)

第12条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者との間で協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、発注者・受注者は次に記名押印の上、各1通を所持するものとする。

平成25年 月 日

発注者	住 所	東京都渋谷区代々木神園町3番1号
	氏 名	独立行政法人国立青少年教育振興機構
		理事長 田中 壮一郎
	代理人	理 事 金谷 史明

受注者	住 所
	氏 名

仕様書

1. 件 名 国立妙高青少年自然の家他2箇所
「平成25年度 ふみだす探検隊リフレッシュ・キャンプ」
におけるバスの借り上げ・運行業務一式
2. 目的 ふみだす探検隊リフレッシュ・キャンプは東日本大震災による甚大な被害や原発事故により、屋外活動が制限されている福島県に住む子どもたちに、外遊びやキャンプなどの体験活動を提供し、子どもたちがのびのびと遊び、日頃のストレスを和らげることを目的として実施されるものであるため、参加者を安全かつ確実に実施会場等へ移動させるための交通手段として利用に資するためのものである。
3. 業務期間
別紙「平成25年度ふみだす探検隊リフレッシュ・キャンプ日程」による
4. 仕 様
 - (1) 大型バス（乗車人数が40名以上可能であり、スーツケースの積み込みが可能な車両）の借り上げ
 - (2) 運行時期、行程等は、国立妙高青少年自然の家、国立花山青少年自然の家及び国立信州高遠青少年自然の家（以下「各施設」という。）における別紙「平成25年度ふみだす探検隊リフレッシュ・キャンプ日程」及び別紙「運行行程詳細」に示すとおり。
 - (3) 各運行行程による大型バス1台につき、添乗ガイド1名を配置すること。
 - (4) 各運行行程には、大型バス1台につき、当機構職員1名を乗車させること。

※ 見積もりに当たって、移動に伴う有料道路料金や駐車料金等の運行上必要な公共料金等の経費は含まない金額とする。ただし、実際利用した公共料金等の経費については、実費額について支払うものとする。実費額であることを証明できる領収書等の原紙を当機構担当者へ提出すること。
5. 業務に必要とされる要件
 - (1) 業務遂行にあたり、必要な各種法令に基づく許可、認可、免許等を有していること。
 - (2) 別紙に示す運行行程中において、事故の発生等により業務遂行に障害が発生した場合には、各関係機関への連絡や代替車両の手配など、速やかな対応が可能であること。
 - (3) 緊急時の連絡体制等を運行行程ごとに作成し、運転手、添乗ガイド等との連絡が速やかに図れる体制を整備し、各施設担当者へ提示すること。なお、提示時期は運行開始1週間前までには各施設担当者へ提示することとし、提示内容の決定については協議による。

- (4) 運行中又は業務遂行中において、各種事情による遅延、事故その他運行に関するトラブル等が発生した場合については、各施設担当者へ適切にかつ速やかに、そのトラブル等の内容についての第一報を連絡すること。
- (5) 乗降時を含め運行中は、子ども達の安全管理、状況把握に努めること。
- (6) 必要に応じて乗務員の各施設での宿泊を可能とするが、事前の予約を行い、食費、シーツ代及び施設利用料についての経費を負担すること。
- (7) 天候等による事業計画の変更に伴い、運行の変更または運行中止もありえる。

6. 業務履行内容

- (1) 受託事業者は別紙一覧の各運行の都度、業務完了届書を作成し、各施設担当者へ有事の有無及び内容を報告すること。
- (2) 当機構は、業務履行における管理監督のため、必要な報告等を求めるなど実施することができるものとする。また、受注者は、各施設の求めに対し誠実に対応しなければならない。
- (3) 全運行工程における業務が完了した際は、各施設担当者へ業務完了通知書を提出すること。

7. 機密の保護

本業務により知り得た知識、情報等を各施設の許可なくして第三者に漏らしてはならない。

8. 損害賠償

受注者は、業務の実施にあたり受注者の責に寄らないと判断される事象等以外において、バス利用者の生命及び身体を害したとき、あるいは他者に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負うものとする。

9. 違約に対する措置

違約に対する措置については、違約事由を重度と軽度に分類した上で下記のとおりとする。

① 違約に対する措置

1 重度の違約

発注者が違約の事由を重度の違約と1回認定することにより発注者に下記権利が発生するものとする。

- (1) 発注者が受注者に対して、契約解除の通知を送付して契約を解除し違約金として契約金額の10%を受注者は発注者へ支払うものとする。
- (2) 発注者が受注者に業務改善命令書を送付の上、受注者から契約金額の月額5%を違約金として徴収し、契約を継続する。

2 軽度の違約

発注者が受注者に契約期間中に3回の業務改善命令書を送付することにより発注者に下記の権利が発生するものとする。

- (1) 発注者が3回目の軽度の違約を認定した上で、受注者に対して、契約解除の通知を送付して契約を解除し違約金として契約金額の10%を受注者は発注者へ支払うものとする。

する。

(2) 発注者が3回目の業務改善命令書を送付の上、受注者から契約金額の月額3%を違約金として徴収し、契約を継続する。また、上記により発注者に契約解除の権利が発生すると、受注者が違約をする毎に契約の解除を行使し得るものとする。なお、違約金の徴収限度額は、契約金額の10%とする。

② 違約事由の分類

違約事由の分類は下記の基準に従い発注者が認定するものとする。

1 重度の違約

受注者が本契約書及び本仕様書の事項を怠った結果、下記の事態が発生したことが発注者により証明された場合

- (1) 犯罪・火災等の非常事態が発生して警察・消防等の治安当局が出動した場合
- (2) 施設等の破損等により、利用者、職員等が活動する上で保証されている環境が提供できなくなり、活動が制限された場合
- (3) 機密保持に違反した場合
- (4) 訴訟事案が生じた場合

2 軽度の違約

重度の違約ではないが、受注者が本契約書及び本仕様書の事項について違約があり、これを発注者が受注者に問い合わせ、受注者が違約の無いことを証明できない場合

10. その他

- (1) 業務実施に当たっては、受注者は各施設担当者と十分な打合せを行うこと。
- (2) 契約間中に発生した運行に伴う不慮の事故等に係る一切の責務は、受注者が負うこと。
- (3) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、協議のうえ決定することとする。

平成25年度ふみだす探検隊リフレッシュ・キャンプ日程

○国立花山青少年自然の家

【日 程】

H-1 平成25年12月21日(土)～平成25年12月23日(月)

H-2 平成26年1月11日(土)～平成26年1月13日(月)

○国立妙高青少年自然の家

【日 程】

M-1 平成25年7月20日(土)～平成25年7月22日(月)

M-2 平成25年11月2日(土)～平成25年11月4日(月)

M-3 平成25年12月14日(土)～平成25年12月15日(日)

○国立信州高遠青少年自然の家

【日 程】

S-1 平成25年9月21日(土)～平成25年9月23日(月)

運行行程詳細 ふみだす探検隊M-1

国立妙高青少年自然の家

【南相馬・福島コース：大型バス1台】 日次1=7/20, 日次2=7/21, 日次3=7/22

日次	行 程
1	<p>出発 乗車&トイレ 休憩 お弁当休憩 休憩</p> <p>道の駅南相馬 = 福島駅西口 = 福島西IC = 磐梯山SA = 阿賀野川SA = 米山SA</p> <p>8:00 9:30~10:00 11:15~11:30 12:35~13:15 15:10~15:25</p> <p>宿泊</p> <p>= 中郷IC = 国立妙高青少年自然の家</p> <p>16:20</p>
2	<p>出発 宿泊</p> <p>国立妙高青少年自然の家 = 上越エリア海水浴場 = スパ・温泉施設 = 国立妙高青少年自然の家</p> <p>8:30 17:00</p>
3	<p>出発 休憩 休憩</p> <p>国立妙高青少年自然の家 = 赤倉温泉スキー場 = 中郷IC = 米山SA = 阿賀野川SA</p> <p>8:30 8:50~12:00 13:20~13:35 15:20~15:35</p> <p>休憩 降車&トイレ 解散</p> <p>= 五百川PA = 福島駅西口 = 道の駅南相馬</p> <p>17:10~17:25 18:10~18:30 20:00</p>

運行行程詳細 ふみだす探検隊M-1

国立妙高青少年自然の家

【いわき・郡山コース：大型バス1台】日次1=7/20, 日次2=7/21, 日次3=7/22

日次	行 程
1	<p>出発 休憩 乗車 いわき市役所正面 = いわき中央 I C = 阿武隈高原 S A = 郡山東 I C = 郡山駅東口 = 郡山東 I C 8:15 9:15~9:30 10:00 10:15</p> <p>休憩 お弁当休憩 休憩 宿泊 = 磐梯山 S A = 阿賀野川 S A = 米山 S A = 中郷 I C = 国立妙高青少年自然の家 11:15~11:30 15:10~15:25 16:20</p>
2	<p>出発 宿泊 国立妙高青少年自然の家 = 上越エリア海水浴場 = スパ・温泉施設 = 国立妙高青少年自然の家 8:30 17:00</p>
3	<p>出発 休憩 休憩 国立妙高青少年自然の家 = 赤倉温泉スキー場 = 中郷 I C = 米山 S A = 阿賀野川 S A 8:30 8:50~12:00 13:20~13:35 15:20~15:35</p> <p>休憩 降車 休憩 = 五百川 P A = 郡山東 I C = 郡山駅東口 = 郡山東 I C = 差塩 P A = いわき中央 I C 17:10~17:25 17:55~18:05 19:05~19:20</p> <p>解散 = いわき市役所正面 19:50</p>

運行行程詳細 ふみだす探検隊M-2

国立妙高青少年自然の家

【南相馬・福島コース：大型バス1台】日次1=11/2, 日次2=11/3, 日次3=11/4

日次	行 程
1	<p>出発 乗車&トイレ 休憩 お弁当休憩 休憩</p> <p>道の駅南相馬 = 福島駅西口 = 福島西IC = 磐梯山SA = 阿賀野川SA = 米山SA</p> <p>8:00 9:30~10:00 11:15~11:30 12:35~13:15 15:10~15:25</p> <p>宿泊</p> <p>= 中郷IC = 国立妙高青少年自然の家</p> <p>16:20</p>
2	<p>出発 宿泊</p> <p>国立妙高青少年自然の家 = R18 = チビッ子忍者村 = R18 = 妙高市内温泉 = 国立妙高青少年自然の家</p> <p>8:30 16:00</p>
3	<p>出発 休憩 休憩</p> <p>国立妙高青少年自然の家 = 赤倉温泉スキー場 = 中郷IC = 米山SA = 阿賀野川SA</p> <p>8:30 8:50~12:00 13:20~13:35 15:20~15:35</p> <p>休憩 降車&トイレ 解散</p> <p>= 五百川PA = 福島駅西口 = 道の駅南相馬</p> <p>17:10~17:25 18:10~18:30 20:00</p>

運行行程詳細 ふみだす探検隊M-2

国立妙高青少年自然の家

【いわき・郡山コース：大型バス1台】 日次1=11/2, 日次2=11/3, 日次3=11/4

日次	行 程
1	<p>出発 休憩 乗車 いわき市役所正面 = いわき中央 I C = 阿武隈高原 S A = 郡山東 I C = 郡山駅東口 = 郡山東 I C 8:15 9:15~9:30 10:00 10:15</p> <p>休憩 お弁当休憩 休憩 宿泊 = 磐梯山 S A = 阿賀野川 S A = 米山 S A = 中郷 I C = 国立妙高青少年自然の家 11:15~11:30 15:10~15:25 16:20</p>
2	<p>出発 宿泊 国立妙高青少年自然の家 = R 1 8 = チビッ子忍者村 = R 1 8 = 妙高市内温泉 = 国立妙高青少年自然の家 8:30 16:00</p>
3	<p>出発 休憩 休憩 国立妙高青少年自然の家 = 赤倉温泉スキー場 = 中郷 I C = 米山 S A = 阿賀野川 S A 8:30 8:50~12:00 13:20~13:35 15:20~15:35</p> <p>休憩 降車 休憩 = 五百川 P A = 郡山東 I C = 郡山駅東口 = 郡山東 I C = 差塩 P A = いわき中央 I C 17:10~17:25 17:55~18:05 19:05~19:20</p> <p>解散 = いわき市役所正面 19:50</p>

運行行程詳細 ふみだす探検隊M-3

国立妙高青少年自然の家

【南相馬・福島コース：大型バス1台】 日次1=12/14, 日次2=12/15

日次	行 程
1	<p>出発 道の駅南相馬 = 乗車&トイレ 福島駅西口 = 休憩 磐梯山SA = お弁当休憩 阿賀野川SA = 新潟中央IC = マリンピア日本海 8:00 9:30~9:50 11:05~11:20 12:25~13:05 13:45~16:15</p> <p>宿泊 = 大畑少年センター 16:20</p>
2	<p>出発 大畑少年センター = 新潟県立自然科学館 = 新潟ふるさと村 = 新潟中央IC = 休憩 磐梯山SA 8:30 9:00~10:30 10:50~12:00 13:30~13:45</p> <p>休憩 = 福島松川PA = 降車 福島西IC = 解散 福島駅西口 = 道の駅南相馬 14:35~14:50 15:10~15:25 17:00</p>

運行行程詳細 ふみだす探検隊M-3

国立妙高青少年自然の家

【いわき・郡山コース：大型バス1台】 日次1=12/14, 日次2=12/15

日次	行 程
1	<p>出発 いわき市役所正面 = いわき中央 I C = 阿武隈高原 S A = 郡山東 I C = 郡山駅東口 = 郡山東 I C 8:00 9:00~9:15 9:45~10:05</p> <p>休憩 = 磐梯山 S A = 阿賀野川 S A = 新潟中央 I C = マリンピア日本海 = 大畑少年センター 11:05~11:20 12:25~13:05 13:45~16:15 16:20</p> <p>乗車 = 大畑少年センター 16:20</p> <p>休憩 = 磐梯山 S A = 阿賀野川 S A = 新潟中央 I C = マリンピア日本海 = 大畑少年センター 11:05~11:20 12:25~13:05 13:45~16:15 16:20</p>
2	<p>出発 大畑少年センター = 新潟県立自然科学館 = 新潟ふるさと村 = 新潟中央 I C = 磐梯山 S A 8:30 9:00~10:30 10:50~12:00 13:30~13:45</p> <p>休憩 = 磐梯山 S A = 阿賀野川 S A = 新潟中央 I C = マリンピア日本海 = 大畑少年センター 11:05~11:20 12:25~13:05 13:45~16:15 16:20</p> <p>降車 = 郡山東 I C = 郡山駅東口 = 郡山東 I C = 差塩 P A = いわき中央 I C = いわき市役所正面 14:40~14:55 15:55~16:10 16:40</p> <p>解散 = いわき市役所正面 16:40</p>

運行行程詳細 ふみだす探検隊 H-1 ～ H-2

国立花山青少年自然の家

【福島コース】（各1台、日次1 = 12/21 及び 1/11、日次2 = 12/23 及び 1/13）

日次	行 程
1	出発・乗車 福島駅西口 = 福島飯坂 I C = 菅生 P A = 長者原 S A = 築館 I C = 国立花山青少年自然の家 8:30 下車 11:30
2	出発・乗車 国立花山青少年自然の家 = 築館 I C = 長者原 S A = 菅生 P A = 福島飯坂 I C = 福島駅西口 13:00 下車 16:00

運行行程詳細 ふみだす探検隊 H-1

国立花山青少年自然の家

【郡山コース】（各1台、日次1 = 12/21、日次2 = 12/23）

日次	行 程
1	出発・乗車 郡山駅東口 = 本宮 I C = 菅生 P A = 長者原 S A = 国立花山青少年自然の家 8:00 11:30
2	乗車 国立花山青少年自然の家 = 長者原 S A = 菅生 P A = 本宮 I C = 郡山駅東口 13:00 16:30

運行行程詳細 ふみだす探検隊 H-2

国立花山青少年自然の家

【いわき・郡山コース】(各1台、日次1 = 1/11、日次2 = 1/13)

日次	行 程
1	<p>出発・乗車 いわき市役所 = いわき中央 I C = 郡山東 I C = 郡山駅東口 = 本宮 I C = 福島松川 P A 6:30 7:45 ~ 8:00</p> <p>休憩 = 鶴巣 P A = 国立花山青少年自然の家 11:30</p> <p>乗車 国立花山青少年自然の家 = 鶴巣 P A = 福島松川 P A = 本宮 I C = 郡山駅東口 = 郡山東 I C 13:00 16:30 ~ 16:45</p> <p>休憩 = いわき中央 I C = いわき市役所 18:00</p>
2	<p>乗車 国立花山青少年自然の家 = 鶴巣 P A = 福島松川 P A = 本宮 I C = 郡山駅東口 = 郡山東 I C 13:00 16:30 ~ 16:45</p> <p>休憩 = いわき中央 I C = いわき市役所 18:00</p>

運行工程詳細 ふみだす探検隊 S-1

国立信州高遠青少年自然の家

日次	工 程															
9月21日 (土)	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; vertical-align: top;">乗車 出発 福島駅西口 = 福島西 I C = 本宮 I C 8:00</td> <td style="width: 33%; vertical-align: top;">乗車 郡山駅東口 = 須賀川 I C = 那須高原 S A = 岩舟 J C T 8:50~9:00</td> <td style="width: 33%; vertical-align: top;">休憩 10:00~10:15</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">-----</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">お弁当 休憩 休憩 = 横川 S A = 梓川 S A = 諏訪 I C = 国立信州高遠青少年自然の家 13:05~13:50 15:40~15:55</td> <td colspan="2" style="vertical-align: top;">下車 16:50</td> </tr> </table>	乗車 出発 福島駅西口 = 福島西 I C = 本宮 I C 8:00	乗車 郡山駅東口 = 須賀川 I C = 那須高原 S A = 岩舟 J C T 8:50~9:00	休憩 10:00~10:15	-----			お弁当 休憩 休憩 = 横川 S A = 梓川 S A = 諏訪 I C = 国立信州高遠青少年自然の家 13:05~13:50 15:40~15:55	下車 16:50							
乗車 出発 福島駅西口 = 福島西 I C = 本宮 I C 8:00	乗車 郡山駅東口 = 須賀川 I C = 那須高原 S A = 岩舟 J C T 8:50~9:00	休憩 10:00~10:15														

お弁当 休憩 休憩 = 横川 S A = 梓川 S A = 諏訪 I C = 国立信州高遠青少年自然の家 13:05~13:50 15:40~15:55	下車 16:50															
9月23日 (月)	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; vertical-align: top;">出発 9:00</td> <td style="width: 20%; vertical-align: top;">休憩 10:30~10:45</td> <td style="width: 10%; vertical-align: top;">昼食 休憩 12:00~12:45</td> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">休憩 14:30~14:45</td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">休憩 15:55~16:10</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">-----</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="vertical-align: top;">下車 = 須賀川 I C = 郡山駅東口 = 本宮 I C = 福島西 I C = 福島駅西口 17:05~17:05</td> <td colspan="2" style="vertical-align: top;">下車 18:00</td> </tr> </table>	出発 9:00	休憩 10:30~10:45	昼食 休憩 12:00~12:45	休憩 14:30~14:45	休憩 15:55~16:10	-----					下車 = 須賀川 I C = 郡山駅東口 = 本宮 I C = 福島西 I C = 福島駅西口 17:05~17:05			下車 18:00	
出発 9:00	休憩 10:30~10:45	昼食 休憩 12:00~12:45	休憩 14:30~14:45	休憩 15:55~16:10												

下車 = 須賀川 I C = 郡山駅東口 = 本宮 I C = 福島西 I C = 福島駅西口 17:05~17:05			下車 18:00													

備考：

大型バス2台/日で運行すること。